

経済産業省告示（案）

会社分割等により知的財産部門を分社化した場合の弁理士法における取扱いにつき、その明確化を図るため、ガイドラインを次のように定めたので告示する。

1. 分社化された知的財産管理機能を有する会社その他同一の会社集団（一の会社及び当該会社の子会社の集団をいう。以下同じ。）の中において、当該会社集団に属する企業の知的財産管理を行う会社（以下「知的財産管理会社」という）に弁理士が在籍する場合、当該知的財産管理会社に所属する弁理士は、同一の会社集団に属する会社の特許庁における手続の代理等を請け負うことができるものとする。この場合において、当該弁理士個人を代理人として出願書類には記載するものとする。
2. 知的財産管理会社に弁理士が在籍しない場合、同一の会社集団に属する会社の特許庁における手続等については、当該会社が自ら手続等を行うものとし、当該知的財産管理会社は、その手続等の支援を行うにとどめるものとする。
3. 知的財産管理会社は、同一の会社集団に属さない会社の特許庁における手続等については、その所属する弁理士に代理を行わせることはせず、また会社としてその支援を行うことはしないものとする。
4. 1.の子会社とは、会社がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

平成18年 月 日

特許庁長官 名